

東北学院大学経営学部履修細則

2019（平成31）年度入学生適用

（趣 旨）

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、2019（平成31）年度東北学院大学（以下「本学」という。）経営学部に入学生から適用する履修等に関して必要な事項を定める。

（卒業要件）

第2条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目から124単位以上を修得しなければならない。

2 卒業の資格を得るためには、学生は次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎 (必修科目4単位及び選択必修科目2単位を加えた6単位を含む)	10単位
		知的基礎	8単位
	学科教養科目		16単位
	小 計		34単位以上
地域教養科目	必 修		2単位
外国語科目	第1類	必 修	4単位
専門教育科目	第1類	必 修	4単位
	第2類 } 第6類		52単位
	小 計		56単位以上
教養教育科目 地域教育科目 外国語科目第2類 保健体育科目 専門教育科目第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目			28単位以上
合 計			124単位以上

・TGベーシック人間的基礎選択必修科目4科目のうち1科目2単位が必修。計4単位まで卒業単位に参入することができる。

・TGベーシックの修得単位数が20単位を超えた場合、計4単位まで学科教養科目に算入することができる。

（教職課程）

第3条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学生は学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

（開講科目及び期間）

第4条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 通年開講科目 1年間継続の講義
- (2) 前期開講科目 前期開講前期完結の講義
- (3) 後期開講科目 後期開講後期完結の講義
- (4) 臨時開講科目 集中講義等

（科目の種類）

第5条 授業科目は、次の各号に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 必修科目 所属する学科において必ず修得しなければならないもの
- (2) 選択必修科目 数科目のうちから選択し、各学科所定の単位を必ず修得しなければならないもの
- (3) 選択科目 自由に選択修得するもの
- (4) 自由科目 修得しても卒業所要単位に含まないもの（「教育職員免許所の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」等）

（開講基準）

第6条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、事情がある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

（配当年次の履修）

第7条 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修しなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

（履修登録の修正及び履修辞退）

第7条の2 学生が行う授業科目の履修登録は学年の始めとする。ただし後期授業開始前に修正登録を行うことができる。

- 2 前項により修正登録を行う場合、第9条に定める学年次履修登録制限単位を超えてはならない。
- 3 登録者数を制限している科目の追加登録はできない場合がある。
- 4 修正登録は定められた期間内に行うものとする。
- 5 修正辞退は定められた期間内に行うものとし、取扱いについては別に定める。

（受講の制限）

第8条 授業は、内容、教室の都合等により、受講資格を限定又は受講人数を制限することがある。

（学年次履修登録単位制限）

第9条 学生の各学年次に履修登録できる最高単位数は次表のとおりとする。ただし、第2学年次及び第3学年次の学生は履修登録をする前年度の年間GPAが3.0以上の学生の場合は、44単位まで履修登録をすることができる。

第1学年次	第2学年次	第3学年次	第4学年次
40単位	40単位	44単位	46単位

- 2 前項の規定にかかわらず、外国語科目第3類、「教育職員免許状の教科に関する科目」及び「教職等に関する科目」は制限単位に含まない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、早期卒業の申請が許可された場合の履修登録単位制限については、別に定める。

（選択受講及び講義指定）

第10条 同一授業科目につき、2つ以上の講義が開講されているときには、学生はそれらを選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上受講すべき講義を特に指定しているときには、この限りではない。

（履修登録届）

第11条 授業を受けようとする者は、履修登録を別に定める期間中に行わなければならない。

- 2 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。
- 3 同一授業科目を同時に2つ以上履修登録することはできない。
- 4 他キャンパス開講科目を受講する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。この場合において、礼拝時間及び昼休み時間は、移動時間として認めない。
- 5 第1項の手続きをしない者は、受講することができない。

（外国人留学生及び帰国生の履修）

第12条 外国人留学生及び帰国生の履修については、学則第12章及び別表第2（第21条関係）3経営学部経営学科を準用するほか、次により8単位までを外国人留学生及び帰国生の科目についての単位として代えることができる。

- (1) 第1類 日本事情A又は日本事情Bは、教養教育科目学科教養科目の4単位、日本事情Cは保健体育科目の体育講義の2単位
- (2) 第2類 日本語IAは、外国語科目第1類の英語IAの1単位、日本語IBは外国語科目第1類の英語IBの1単位
- (3) 第2類 日本語IIAは外国語科目第1類の英語IIAの1単位、日本語IIBは外国語科目第1類の英語IIBの1単位
(転学部、復学、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修)

第13条 転学部、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 転学部生及び再入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次48単位まで履修登録することができる。
(編入学生及び転学部生の履修)

第14条 編入学生及び転学部生の履修については、編入年次と同一学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、編入学生は必要な指導を経たうえで、第3学年次に46単位まで履修登録することができる。

- 2 第2学年次編入学及び転学部前並びに第3学年次編入学及び転学部前の大学等で修得した単位については、別表に定める編入学生及び転学部生単位認定基準に基づいて認定する。
(単位の認定)

第15条 1つの授業科目を履修した者に対しては試験を行い、合格した者に所定の単位を与える。

- 2 既修得科目について、再度履修登録しても所定の単位は与えない。
(新入生の既修得単位の認定)

第16条 新入生の既修得単位の認定については、学則第24条の4に定めるとおりとする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第16条の2 学生は、在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、その全て又は一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則別表第2(第21条関係)3経営学部経営学科に準拠したものとす。
- 5 前3項までの規定により修得した単位は、前条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第16条の3 学則第24条の5の第1項に定める文部科学大臣の定める学修に関し、本学は実用英語技能検定、TOEFL及びTOEICを本学における授業科目の履修とみなし、学生に単位を与えることができる。

- 2 学生は前項に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得するには、実用英語技能検定の場合は2級以上、TOEFLの場合はInternet-Based Testingスコア45点以上、Computer-Based Testingスコア135点以上又はPaper-Based Testingスコア450点以上、TOEICの場合はスコア500点以上であることを証明する書面による申請を必要とする。
- 3 前項に定める申請が認められた場合、外国語コミュニケーションの2単位を読替科目として修得したものと認定する。
- 4 前項の規定により修得した単位数は、前2条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第17条 早期卒業に関する規程については、別に定める。

(原級止者の履修)

(改 廃)

第18条 この細則の改廃は、経営学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

〔別表〕 編入学生・転学部生の包括認定について（第14条関係）

第2学年次編入学生の包括認定

包括30単位

区 分		卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考	
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	4	6	必修科目 4単位
		知的基礎	8	4	4	
	学科教養科目		16	10	6	
地域教育科目		2	0	2		
外国語科目	第1類	4	2	2		
専門教育科目	第1類	4	0	4		
	第2類～第6類	52	10	42		
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目 第2類、保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換の協定を締結している他大学開講科目		28	0	28		
合 計		124	30	94		

第3学年次編入学生・転学部生の包括認定（同系統出身者包括62単位、異系統・転学部包括58単位）

1 同系統出身者 包括62単位

区 分			卒業要件単位	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4	必修科目4単位及び選択必修科目2単位を加えた6単位を含む
		知的基礎	8	8	0	
	学科教養科目		16	16	0	
地域教育科目			2	2	0	必修
外国語科目	第1類		4	4	0	必修
専門教育科目	第1類		4	4	0	必修
	第2類～第6類		52	12	40	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目第2類、保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換協定の他大学開講科目			28	10	18	
合 計			124	62	62	

2 異系統出身者・転学部生 包括58単位

区 分			単位数	包括認定単位	編入学・転学部後に必要な卒業単位	備 考
教養教育科目	TGベーシック	人間的基礎	10	6	4	必修科目4単位及び選択必修科目2単位を加えた6単位を含む
		知的基礎	8	8	0	
	学科教養科目		16	16	0	
地域教育科目			2	2	0	必修
外国語科目	第1類		4	4	0	必修
専門教育科目	第1類		4	0	4	必修
	第2類～第6類		52	12	40	
教養教育科目、地域教育科目 外国語科目第2類、保健体育科目 専門教育科目 第2類～第6類 他学部・他学科開講科目 単位互換協定の他大学開講科目			28	10	18	
合 計			124	58	66	

○単位制度とは

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。
 本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。
 つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。
 15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。
 これを事前、事後の学習と呼んでいます。
 しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。